

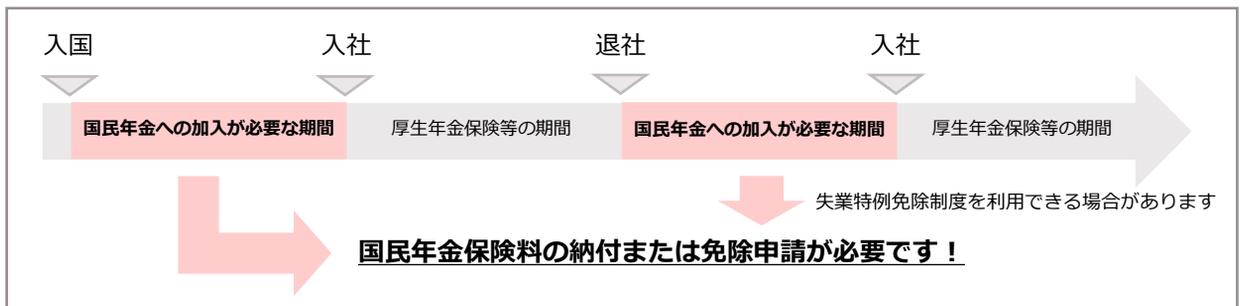
ご案内

外国籍の従業員のみなさまへ周知をお願いいたします 外国籍の従業員の国民年金加入期間に係る手続き

外国籍の方が日本に入国し社会保険（厚生年金保険等）に加入する場合、「入国から社会保険加入までの期間」や、「離職により社会保険の資格を喪失した後の期間」は、法律によって国民年金の加入者となり、保険料を納付する義務があります。

※社会保障協定等により、日本の年金制度における被保険者とならない方を除きます。

保険料を未納のままにすると、障害年金の給付や在留資格（特定技能）の変更・更新申請、永住許可申請の審査に影響が出る場合がありますので、速やかに保険料納付や免除申請等の手続きを行う必要があることをご案内ください。



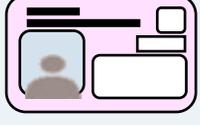
入国の初年度など、日本国内で前年所得がない場合は、申請を行うことにより全額免除が認められます。

また、離職して厚生年金保険等の資格を喪失した場合は、失業特例免除制度により、免除が認められる場合があります。失業特例免除制度を申請する際は、失業した事実が確認できる証明書類の写し（雇用保険受給資格者証や雇用保険受給資格通知、雇用保険被保険者離職票、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書等）を添付する必要があります。

なお、国民年金保険料の免除申請は、紙による申請のほか、電子申請も可能です。

電子申請に必要なもの

- ①スマートフォン
スマートフォンにマイナポータルアプリをインストールしてください。

<https://myna.go.jp>
- ②マイナンバーカード

- ③数字4桁のパスワード
(例)

1	2	3	4
---	---	---	---

マイナンバーカード受取時に設定したパスワード

国民年金保険料の納付や免除制度及び電子申請についての詳細は、下記に記載のホームページをご確認ください。

(制度に関する詳細)

日本年金機構

検索



<https://www.nenkin.go.jp/>

(電子申請の詳細)

日本年金機構 電子申請

検索



<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

ご案内

年金に関する情報（多言語パンフレット・動画）

出入国在留管理庁ウェブサイトの「生活・就労ガイドブック」
第7章年金・福祉に年金の説明があります。

https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html



また、日本年金機構ウェブサイトの「外国人向けサイト」では、より
詳しい年金の説明やお知らせを色々な国の言葉やわかりやすい日本語で
読むことができます。

<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



<色々な国の言葉でパンフレットや動画をみることができます>

日本語
Japanese



英語
English



中国語
中文



韓国語
한국어



ポルトガル語
Em lingua portuguesa



スペイン語
Español



インドネシア語
Bahasa Indonesia



タガログ語
Tagalog



タイ語
ภาษาไทย



ベトナム語
Việt



ミャンマー語
မြန်မာဘာသာ



カンボジア語
ខ្មែរ



ロシア語
Русский язык



ネパール語
Nepali



モンゴル語
Монгол



YouTube
知っておきたい年金のはなし

Public pension system
you need to know



日本年金機構
Japan Pension Service